

木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領

林 野 庁 長 官 通 知
平成 25 年 6 月 14 日 付 け 25 林 政 産 第 91 号
令 和 3 年 3 月 26 日 付 け 2 林 政 産 第 181 号
(最終改正 令和 5 年 3 月 30 日 付 け 4 林 政 産 第 134 号)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 付 け 29 林 政 政 第 893 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知。以下「交付要綱」という。）別表 1 の II の 1 の（1）の⑤のアに定める木材加工設備導入等利子助成（以下「木材加工設備導入等利子助成支援事業」という。）の実施の取扱いについては、以下のとおりとする。

第 1 用語の定義

木材加工設備導入等利子助成支援事業における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「木材産業」とは、木材・木製品製造業、木材卸売業その他木材関連業種とする。
この場合において、「木材・木製品製造業」とは、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）の中分類 12 をいい、「その他木材関連業種」とは、バーク堆肥及びオガライト製造業等木材を主たる原材料とする製造業をいう。
- 2 「木材関連事業体」とは、木材産業を営む者とする。
- 3 「地域木材団体」とは、木材加工設備導入等利子助成支援事業による助成を受けようとする者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を間接の構成員とする事業協同組合連合会（当該事業協同組合連合会がない場合には、当該者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を直接の構成員とする事業協同組合）、当該者の事業所の所在地をその地区内に含む木材関連事業体を構成員とする商工組合、社団法人又は任意団体とする。
- 4 「製材業」とは、主として丸太を原料として製材機械によって板及び角材などの製材を行う事業をいい、産業分類の細分類 1211 の「一般製材業」及び 1227 の「銘木製造業」と同範囲のものとする。
- 5 「合板製造業」とは、主として自家製又は購入した単板から合板を製造する事業（単板を製造する事業を含む。）をいい、産業分類の細分類 1222 の「合板製造業」及び 1212 の「単板（ベニヤ）製造業」と同範囲のものとする。
- 6 「木材卸売業」とは、産業分類の細分類 5311 の「木材・竹材卸売業」の範囲のうち、主として木材を卸売りする事業をいう。
- 7 「床板製造業」は産業分類の細分類 1228 と、「木材チップ製造業」は産業分類の細分類 1213 と、「造作材製造業」は産業分類の細分類 1221 と、「集成材製造業」は産業分類の細分類 1223 と、「建築用木製組立材料製造業」は産業分類の細分類 1224 と、「木材薬品処理業」は産業分類の細分類 1291 と同範囲のものとする。

第2 事業内容等

1 事業内容

木材加工設備導入等利子助成支援事業は、木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化・合理化、作業安全の推進、燃油使用量の低減等を図るための施設・設備の導入とそれに伴う既存の施設・設備の廃棄等に必要な資金の借入れにより発生する利子相当額の1/2を助成するものとする。

また、木材製品の安定供給体制の構築等を支援するため、木材産業を対象として、原木の安定調達のために自ら森林経営に乗り出す際の山林取得や需要に応じた製品供給を行うための追加在庫保有に必要な民間金融機関からの借入金に対して、最大2%の利子相当額を助成するものとする。

なお、木くず焚ボイラー、木質バイオマス発電施設及びこれらの施設等から生じた熱等を利用した乾燥装置等の導入とそれに伴う既存の施設・設備の廃棄等については、利子相当額の2/3を助成するものとする。

2 採択条件

木材加工設備導入等利子助成支援事業の採択条件は以下のとおりとする。

- (1) 別表2-1に掲げる業種にあっては中規模の工場において施設・設備の導入及び廃棄等が必要であること。また、別表2-2に掲げる業種の中規模以上の工場において山林取得又は追加在庫保有が必要であること。
- (2) 木材卸売業を営む者が経営の多角化を図るため木材加工を行う場合にあっては、事業所において帯のこ盤、丸のこ盤、チップー及び注薬缶以外の施設・設備の導入及び廃棄等が必要であること。
- (3) 木材関連事業体が行う施設・設備の導入及び廃棄等により、地域材の利用を通じ木材利用計画等の推進に寄与すること。
- (4) 利子相当額の2/3の助成については、(1)から(3)までの採択条件に加え、建築用製材品のうち乾燥材の生産割合の目標がおおむね5割を上回ること、当該事業による導入分も含め、乾燥装置を3台以上保有すること、年間の原木消費量の目標がおおむね5,000m³以上あること、原木消費量の目標値のおおむね5割を間伐材により確保すること。
- (5) 追加在庫保有については、利子助成期間内において、別記様式第1号に示す在庫計画の達成が確実に見込まれること。

3 事業対象となる施設・設備

木材加工設備導入等利子助成支援事業により導入及び廃棄等を行う施設・設備等は当該事業を効果的に実施するために必要な施設・設備等とし、別表2-1及び別表2-2に定めるものとする。

4 補助対象経費

交付要綱第3の国の助成に係る補助対象経費は、別表1のとおりとし、補助対象経費の範囲及び算定方法は、別表1-1のとおりとする。

5 新規採択実施期間

木材加工設備導入等利子助成支援事業の新規採択実施期間は、令和5年度までとする。

第3 事業計画等の作成等

1 設備導入等実施計画の作成

- (1) 木材加工設備導入等利子助成支援事業を実施する木材関連事業者又はこれらの者が直接若しくは間接の構成員となっている組合（以下「事業実施者」という。）は、設備導入等実施計画（以下「実施計画」という。）を別記様式第1号により作成し、地域木材団体を經由して別記様式第2号により事業実施主体に申請し、その認定を受けるものとする。

なお、事業実施者は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政産第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け チェックシート」を記入の上、実施計画に添付すること。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

- (2) 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（ただし、組合が転貸する場合のア、イ及びエについては、組合から転貸を受ける者について記述し、ウについては、組合のほか、組合から転貸を受ける者について記述する。）

ア 事業実施者の概要

イ 設備の導入等の促進に関する事項

ウ イの事項を達成するために必要な資金の調達・返済計画

エ イの事項の実施時期

オ その他必要な事項（木材需要の拡大に関する事項、共同購入、共同販売、業務提携等の促進に関する事項等）

- (3) 地域木材団体は当該実施計画に対する意見書を(1)の申請書に添付する。この場合の意見書は別記様式第3号によるものとする。

- (4) 事業実施主体は、提出のあった実施計画について地域木材団体を經由して都道府県知事に対し、別記様式第4号により意見を求めるものとする。

- (5) (4)により意見を求められた都道府県知事は、次の事項に関し、別記様式第5号により意見を述べるものとする。

ア 都道府県が作成する木材利用計画等に資する内容であること。

イ 所要資金の額及び調達方法が実施計画を確実に達成するために適切であること。

- (6) 事業実施主体は、(1)により申請があったときは、事業実施主体に設置する審査委員会の審査を経て、別記様式第6号により実施計画を認定するとともに、別記様式第7号により当該計画の提出のあった地域木材団体が所在する都道府県知事に当該計画を認定した旨を通知するものとする。

ア 審査委員会は、委員長1名及び委員若干名で構成するものとする。

イ 事業実施主体の代表者は、エで委嘱する委員の中から審査委員会の委員長を指名するものとする。

ウ 委員長は、審査委員会を主催するものとする。

エ 事業実施主体の代表者は、木材乾燥、製材機械、木工機械、集成材製造施設、合

板施設等について学識経験を有する者及び中央林業団体から、委員を委嘱するものとする。

- (7) 実施計画につき、(1)の認定を受けた者は、その経営事情の変化その他情勢の変化により、次に掲げるいずれかに該当する変更がある場合には、当該計画の変更の認定を受けるものとする。この場合において、実施計画の変更の認定は、(1)から(6)までに準じて行うものとする。

ア 設備導入等資金の総額に変更が生じる場合

イ 導入を計画した施設等について変更が生じる場合

ウ 実施時期に大幅な変更が生じる場合

エ その他実施計画の内容に重要な変更が生じる場合

- (8) 事業実施主体は、提出のあった実施計画が(5)の要件に適合しなくなったと認められるとき、又は認定された実施計画に従って当該事業を行っていないと認められるときは、当該計画の認定を取り消すことができる。

事業実施主体は、実施計画の認定を取り消したときは、速やかに関係機関に通知するものとする。

2 都道府県が作成する計画等との関係

木材加工設備導入等利子助成支援事業に係る実施計画は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第11条に基づき都道府県が作成した基本方針などの木材利用に係る計画等（以下「木材利用計画等」という。）の実施に資するものでなければならない。

第4 利子助成金の交付等

- 1 第3の1の(1)の実施計画の認定を受けた者は、設備の導入等を行うため、当該計画に従って指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）から借り入れた資金に係る金利の一部又は全部に相当する利子助成金の交付について、事業実施主体に申請することができる。

- 2 1の指定金融機関は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

- 3 1の指定金融機関から借り入れた資金には、補助残融資及び制度融資に係る資金は含まないものとする。

- 4 別表2-1及び別表2-2に掲げる業種において、木材加工設備導入等利子助成支援事業の対象となる指定金融機関からの融資額の限度額は30百万円とする。

- 5 設備導入資金の償還期限は、7年以内（うち据置期間2年以内）、安定供給体制構築資金のうち山林取得に係る資金の償還期限については25年以内（うち据置期間25年以内）、追加在庫保有にかかる資金の償還期限については5年以内（うち据置期間1年以内）とする。

ただし、事業実施主体が林野庁長官と協議し、林野庁長官が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 6 木材加工設備導入等利子助成支援事業の利子助成期間は、償還終了時までの期間又

は次に定める期間のいずれか短い期間とする。

- (1) 設備導入資金にあつては7年間。
 - (2) 安定供給体制構築資金のうち山林取得に必要な資金にあつては10年間、追加在庫保有に必要な資金にあつては5年間。
- 7 木材加工設備導入等利子助成支援事業の助成対象利率は、最大3%とする。ただし、安定供給体制構築資金にあつては最大2%とする。
 - 8 事業実施主体は、あらかじめ林野庁長官の承認を受けた木材加工設備導入等利子助成支援事業利子助成金交付規程に基づき利子助成金の交付を行うものとする。
 - 9 事業実施主体は、実施計画に従つて行う事業の実施及び設備導入資金に係る利息の指定金融機関への支払を確認した上で、利子助成金の交付を行うものとする。

第5 施設・設備の廃棄等に関する実施基準

- 1 施設・設備の導入に伴う既存の施設・設備の廃棄等を行う場合には、実施計画に記載した施設・設備について行うものとし、製材業における施設・設備の廃棄等に当たっては付表1、木材チップ製造業における施設・設備の廃棄等に当たっては付表2、木材薬品処理業における施設・設備の廃棄等に当たっては付表3の「生産設備の破碎又は裁断の方法」に従うものとする。
- 2 廃棄しようとする施設・設備を、当該施設・設備の設置されている事業所から撤去する場合は、実施計画に定める実施の時期までに行うものとする。

第6 報告

- 1 事業実施主体は、毎年度、実施計画の認定状況を取りまとめ、別記様式第8号により翌年度の5月末日までに林野庁長官に報告するものとする。
- 2 実施計画の認定を受けた者は、事業実施後速やかに事業実施報告を別記様式第9号により事業実施主体及び都道府県知事に提出するものとする。
- 3 林野庁長官は、別記様式第8号及び第9号による報告書の提出に当たって、木材加工設備導入等利子助成支援事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途指定し、提出を求めることとする。

第7 その他

- 1 事業実施主体は、別表2-1の設備名の欄に掲げるその他林野庁長官が特に必要と認める機械、施設を含む実施計画を承認しようとする場合には、林野庁長官と協議するものとする。
- 2 事業実施主体は、設備導入資金の借入れについては、債務保証を必要と認める場合には、農林漁業信用基金等の信用補完制度を活用するよう指導するなどその融通が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- 3 林野庁長官は、木材加工設備導入等利子助成支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な指導及び助言を行う。
- 4 木材加工設備導入等利子助成支援事業の実施に当たっては、地域木材産業の近代化等に資するために実施される他の補助事業、融資制度と相まって事業効果が高まるよ

う配慮するものとする。

附則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和4年3月30日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領（平成25年6月14日付け25林政産第91号林野庁長官通知）に基づき実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 別表2-1の30及び別表2-2の31の燃油使用量の低減に資する電動・ハイブリッド動力源機器の導入に係る規定については、令和4年度に機器の導入を行う事業についてのみ適用する。

附則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領（平成25年6月14日付け25林政産第91号林野庁長官通知）に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

別表1（第2の4関係）

事業区分	補助対象経費
1 木材加工設備導入等利子助成支援事業	
(1) 設備導入資金助成費	ア 技術者給
(2) 安定供給体制構築資金助成費	イ 賃金
(3) 支援対象選定事務費	ウ 謝金
	エ 旅費
	オ 需用費
	カ 役務費
	キ 設備導入資金助成費
	ク 安定供給体制構築資金助成費

別表1-1 (第2の4関係)

事業区分	補助対象経費	範囲及び算定方法
<p>1 木材加工設備導入等利子助成支援事業</p> <p>(1) 設備導入資金助成費</p> <p>(2) 安定供給体制構築資金助成費</p> <p>(3) 支援対象選定事務費</p>	ア 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務(専門的知識・技術を要する調査等)について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>また、技術者給の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)によるものとする。</p>
	イ 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務(資料整理、補助、事業資料の収集等)について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則、法令等に基づき設定する必要がある。</p>
	ウ 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる企画、講習会、専門的知識の提供、資料整理、補助、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、当該事業実施主体内の謝金規則、法令等に基づき設定する必要がある。</p> <p>なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p>
	エ 旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に伴う国内旅行に必要な経費とする。</p>
	オ 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本費等の経費とする。</p>
	(1) 消耗品費	<p>事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p>
	(2) 印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる資料、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p>
カ 役務費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費等とする。</p>	

	<p>(1) 原稿料</p> <p>(2) 通信運搬費</p> <p>キ 設備導入資金 助成費</p> <p>ク 安定供給体制 構築資金助成費</p>	<p>事業を実施するために必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費とする。</p> <p>事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要となる経費とする。</p> <p>第4の1に定める利子助成金を交付するために必要な経費とする。</p> <p>第4の1に定める利子助成金を交付するために必要な経費とする。</p>
--	---	---

別表 2-1 事業対象となる施設・設備 (第2の2、3関係)

業種別		製材業	木材チップ製造業	床板製造業 (単層フローリング)	建築用木製組立材料製造業	造作材製造業	木材薬品処理業等	木材卸売業
設備名	1 乾燥装置	○		○	○	○	○	○
	2 防腐・防蟻・防かび・防炎・難燃処理施設	○		○	○	○	○	○
	3 防虫処理施設	○		○	○	○	○	
	4 集成加工施設	○		○		○	○	○
	5 住宅部材・家具部材加工施設	○		○	○	○	○	○
	6 高度加工用木工機械(背板処理工程を含む)	○		○	○	○	○	○
	7 小径木高度加工用施設(円柱、杭先削等)	○	○			○	○	○
	8 小幅板横接着施設	○		○		○	○	○
	9 チッパー	○	○	○	○		○	
	10 バーカー	○	○	○			○	○
	11 自動選別機(チップ用分級機、異物選別機を含む)	○	○				○	○
	12 包装・結束・マーキング施設	○		○	○	○	○	○
	13 自動制御式搬送装置 (自動送材車、搬送用ロボットを含む)	○	○	○	○	○	○	○
	14 小径木用ツイン帯のこ盤又はツイン丸のこ盤	○		○			○	
	15 自動棧積装置及び自動棧ばらし装置	○		○	○	○	○	○
	16 オガクズ・木粉製造施設及び木くず等利用施設	○	○	○	○	○	○	○
	17 木毛製造施設(成型機、プレスを含む)	○	○	○		○	○	○
	18 成型木材製造装置(木プラボード製造装置を含む)	○				○	○	○
	19 自動目立て装置	○		○	○	○	○	○
	20 自動計測機(ログスキャナーを含む)	○		○	○	○	○	○
	21 木材品質測定機	○		○	○	○	○	○
	22 煮沸・蒸沸施設	○		○	○	○	○	○
	23 着色・脱色施設(自動塗装機を含む)	○		○	○	○	○	○
	24 木材の展示・保管・販売施設							○
	25 情報処理施設(CAD/CAM装置等)	○	○	○	○	○	○	○
	26 廃木材破碎再生処理装置	○	○	○	○	○	○	○
	27 磁選装置	○	○	○	○	○	○	○

28 木くず焚ボイラー又は木くず焚熱風発生装置 (これに附帯するばい煙処理・集じん装置及び発電装置を含む)	○	○	○	○		○	○
29 焼却炉(ダイオキシン排出削減に対応したものに限る)	○	○	○	○	○	○	○
30 燃油使用量の低減に資する電動・ハイブリッド動力源機器(電動フォークリフト、ハイブリッド重機・トラック等)	○	○	○	○	○	○	○
31 上記機械、装置等の複合機	○	○	○	○	○	○	○
32 共同事業に係る共同利用施設	○	○	○	○	○	○	○
33 上記の機械に附帯する建物(公害防止(騒音、粉塵等)又は労働環境の改善(保温、採光等)のために設置する建物を含む)	○	○	○	○	○	○	○
34 上記の機械及び施設に附帯する施設・装置(作業安全のために設置する施設・装置)(安全柵、インターロック等)を含む)	○	○	○	○	○	○	○
35 その他林野庁長官が特に必要と認める機械、施設	○	○	○	○	○	○	○

注) なお、30の燃油使用量の低減に資する電動・ハイブリッド動力源機器(電動フォークリフト、ハイブリッド重機・トラック等)の導入については、運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した経路及び距離、使用目的その他の運転の状況を把握するために必要な事項を運転者に記録させ備えつけること。

別表2-2 事業対象となる施設・設備等 (第2の2、3関係)

業種別	製材業	木材チップ製造業	床板製造業(単層フローリング)	建築用木製組立材料製造業	造作材製造業	木材薬品処理業等	木材卸売業	合板製造業	集成材製造業	その他林野庁長官が特に必要と認めるもの
1 山林取得	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 追加在庫保有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注) なお、山林取得については、山林の取得に必要な資金を対象とする。また、追加在庫保有については、素材及び製品の引取りを行うために必要な資金(購入代金及び素材等の引取りに必要な輸送費)、素材等の加工を行うために必要な資金(作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要な資金(販売管理費を除く。))を対象とする。

付表 1

生産設備の破砕又は裁断の方法（製材業）

破砕対象設備	破砕又は裁断の箇所	破砕又は裁断の方法
1 帯のこ盤	のこ軸及び緊張装置	本体を取り外し、のこ軸を裁断するとともに、軸受部及び取付部を破砕する。
2 丸のこ盤	のこ軸、割刃及び接触予防装置	同上

注) 設備の廃棄に当たっては、生産能力を規定する帯のこ盤又は丸のこ盤を必ず廃棄（破砕又は裁断により稼働できない状態にする。）すること。

付表 2

生産設備の破砕又は裁断の方法（木材チップ製造業）

破砕対象設備	破砕又は裁断の箇所	破砕又は裁断の方法
チップパー	1 破砕用刃物が取り付けられているディスク又はドラムと本体軸受部	破砕又は裁断の箇所に指定された部分を破砕又は切断する。
	2 ディスクを支えるための本体脚部とディスクのシャフト	破砕又は裁断の箇所に指定された部分を切断する。
	3 ドラムを支えるための本体脚部とドラムのシャフト	同上

注) 設備の廃棄に当たっては、1、2又は3によりチップパーを稼働できない状態にする。

付表 3

生産設備の破砕又は裁断の方法（木材薬品処理業）

破砕対象設備	破砕又は裁断の箇所	破砕又は裁断の方法
注薬缶(タンク)	注薬缶(タンク)の本体及び扉取付部	破砕又は裁断の箇所に指定された部分を破砕又は切断する。

注) 設備の廃棄に当たっては、破砕又は裁断により注薬缶(タンク)を稼働できない状態にする。

別記様式第1号（第3の1の(1)関係）

整理番号	
業種名	
認定年度	年度

設備導入等実施計画

年 月

〇〇〇

注： 整理番号及び認定年度は、事業実施主体において記入する。

1 計画作成者の概要（個別表）

- (1) 住所、名称及び代表者の氏名
- (2) 業種名
- (3) 資本の額又は出資の総額
(株式会社にあつては授權資本の額及び振込済資本の額)
- (4) 事業所の名称及び所在地
- (5) 主要設備等の種類及び台数等

現 状	工程名	設備名	数量	能力	事 業 実 施 後	工程名	設備名	補助率	数量	能力

- 注： 1 木材卸売業にあつては、工程名欄に木材卸売、木材市売の別を記入し、能力欄に年間木材販売数量（m³）を記入すること。
- 2 人工乾燥機の台数を必ず記入すること。
- 3 補助率欄には、設備導入等利子助成に係る国の補助率「1／2」、「2／3」又は「全額」を記載すること。なお、補助率2／3又は全額の適用は、第2の1のなお書きに適合する場合に限る。
- 4 山林取得を行う場合は、工程名欄に「山林取得」と記入し、設備名欄には樹種、数量欄には面積（ha）、能力欄には蓄積（千m³）を記入すること。
- 5 追加在庫保有を行う場合は、工程名欄に「追加在庫保有」と記入し、設備名欄には製品種別、数量欄には材積（m³）を記入すること。

(6) 年間生産能力等

年	年間生産能力 (又は年間販売可能量) (単位：)	原木消費量 (m ³) (又は販売数量 (m ³))			乾燥材 の生産 割合 (%)	稼働率 (%)
		国産材	外材	計		
年						
年						
年						
年						
年						
年						
年						
年						

注： 1 過去3か年の実績及び今後5か年の計画について、製造業においては原木消費量を、木材卸売業においては原木又は製品販売量を実績で記載すること。

2 国の補助率2/3を適用する場合にあっては、原木消費量欄に間伐材の内数を()書きにより併記すること。

(7) 過去3か年の年間生産(販売)、在庫実績及び今後5か年の生産(販売)、在庫計画
(単位：m³)

品目	年	年	年
	()	()	()

品目	年	年	年	年	年
	()	()	()	()	()

注： 最近3事業期間の決算書の写しを添付すること。

下段()は追加在庫後の在庫量とする。

2 加工設備の導入等の促進に関する事項

(1) 目的及び効果

(2) 設備導入等及び設備導入に伴う設備廃棄の内容及び所要資金

導入する設備等					
名称	総額		左のうち予定する 設備導入等資金額		
	番号	数量	番号		
①					
②					
③					
④					
⑤					
計					

設備導入に伴う廃棄設備						
名 称	番 号		台 数	総 額		左のうち予定する 設備導入等資金額
	番号	台数		番号	台数	
①						
②						
③						
計						

- 注：1 「名称」欄は、本要領別表2-1及び別表2-2に記載する設備等ごとに記載し、該当する番号を記入する。
- 2 「総額」欄の番号は、見積書等添付資料の番号を記載する。
- 3 「数量」欄は、設備導入にあつては台数、山林取得にあつては面積(ha)、追加在庫保有にあつては材積(m³)を記載すること。

3 所要資金の調達・返済計画

(事業所名)

区分	資金別	金融機関別	年								
			年	年	年	年	年	年	年	年	
調達計画											
	その他										
	計										
元金返済計画											
	その他										
	計										
利息支払計画											
	その他										
	計										

- 注：「資金別」欄は、設備導入等資金又は安定供給体制構築資金を記入し、金融機関ごとの内訳がわかるように作成する。

4 実施の時期（設備導入及び設備の導入に伴う設備廃棄の予定期間）

年	月	日	～	年	月	日	（設備導入）
年	月	日	～	年	月	日	（設備廃棄）

5 その他

注： 事業実施者は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け（令和3年2月26日付け2林政産第168号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け チェックシート」を記入の上、本計画に添付すること。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

殿

実施計画作成主体の住所・名称
及び代表者氏名

設備導入等実施計画認定申請書

木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領第3の1の(1)の規定に基づき、別添の設備導入等実施計画について認定を受けたいので、誓約書を添えて申請します。

なお、設備導入等実施計画の実施に当たっては、下記の事項を誓約します。

記

- 1 木材加工設備導入等の実施において定められた通知等に違反しないこと。
- 2 利子助成金の交付を受けている期間内において、〇〇〇都道府県の行政指導を遵守するとともに、〇〇〇都道府県における計画等を妨げないこと。
- 3 木材加工設備導入等利子助成支援事業のために規定された違約条項に従うこと。

注) 別記様式第1号の設備導入等実施計画を添付すること。

別記様式第3号（第3の1の(3)関係）

番 号
年 月 日

殿

地域木材団体の住所・名称
及び代表者氏名

意見書

年 月 日付け 第 号をもって認定申請のありました、の設備導入等
実施計画について、木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領第3の1の(3)の規定に
基づき、下記のとおり意見を申し述べます。

記

別記様式第4号（第3の1の(4)関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名

設備導入等実施計画の認定に係る意見照会

木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領第3の1の(4)の規定に基づき、別添の設備導入等実施計画について、意見書を提出願います。

別記様式第5号（第3の1の(5)関係）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事

設備導入等実施計画の認定に係る意見書

年 月 日付け 第 号をもって意見照会がありました、設備導入等実施計画について、木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領第3の1の(5)の規定に基づき、下記のとおり意見を申し述べます。

記

別記様式第6号（第3の1の(6)関係）

番 号
年 月 日

申請者 宛

事業実施主体名

設備導入等実施計画認定書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった設備導入等実施計画については、木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領第3の1の(6)の規定に基づき、認定する。

別記様式第7号（第3の1の(6)関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名

設備導入等実施計画認定に係る通知

年 月 日付け 第 号をもって（申請者）から申請のあった設備導入等実施計画について、木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領第3の1の(6)の規定に基づき、認定したので通知します。

林野庁長官 殿

事業実施主体名

設備導入等実施計画の認定状況の報告について

木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領第6の1の規定に基づき、設備導入等実施計画の認定状況を報告します。

記

木材加工設備導入等利子助成支援事業実施計画の認定状況

都道府県名	業種名	区分	年度
		実施計画作成者名	
		設備導入等資金額	
		償還期間（内据置期間）	
		実施計画作成者名	
		設備導入等資金額	
		償還期間（内据置期間）	
		実施計画作成者名	
		設備導入等資金額	
		償還期間（内据置期間）	
	計	当該年度の設備導入等資金額	
		当該年度の認定件数	
		前年度末までの累計認定件数	

注：「業種名」欄は、別表2-1及び別表2-2の業種名を記載する。

事業実施主体 及び 都道府県知事 殿

申請者の住所・名称
及び代表者氏名

木材加工設備導入等利子助成支援事業実施報告書

年 月 日 付け第 号をもって認定を受けた設備導入等実施計画について、下記のとおり実施したので、木材加工設備導入等利子助成支援事業実施要領第6の2の規定に基づき報告します。

記

事業実施事業所名		
所在地		
事業開始年月	年 月 日	
事業完了年月	年 月 日	
	事業費	うち設備導入等資金
導入設備名： (数量)		
廃棄設備名： (数量)		

注1：事業実施前及び実施後の状況が明確に判断できるよう写真を添付する。

注2：燃油使用量の低減に資する電動・ハイブリッド動力源機器（電動フォークリフト、ハイブリッド重機・トラック等）の導入については、運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した経路及び距離、使用目的その他の運転の状況を把握するために必要な事項を記録した書類を添付する。